

白鷹町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	担当課
		新築	リフォーム	その他					
白鷹町排水設備等設置改造資金融資あっ旋及び利子補給制度	利子補給	—	○	—	水洗トイレ等の改造(新築は除く)に要する資金の融資あっせん	供用開始の日から3年以内に水洗トイレの改造工事を行う方など	増改築120万円までの利子補給	随時	建設水道課 0238-85-6138
白鷹町住宅リフォーム総合支援事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事に対する補助	県内に所在地を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること	工事費の10%以内かつ20万円以内(県産木材を3㎡以上使用する場合は30万円以内、空き家の場合は20%以内かつ50万円以内) 三世帯世帯、移住世帯、近居移住世帯、新婚世帯、子育て世帯の場合は工事費の20%以内かつ30万円以内(県産木材を3㎡以上使用する場合は40万円以内、空き家の場合は30%以内かつ60万円以内)	随時	建設水道課 0238-85-6140
白鷹町木造住宅耐震改修事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	住宅の耐震診断結果に沿った耐震補強工事に対する補助	耐震診断士に診断を受け、耐震改修計画及び設計を作成していること 県内に所在地を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること	耐震改修工事費の1/2かつ80万円以内	随時	建設水道課 0238-85-6140
すまいる住まい！若者定住サポート事業	補助金	○	—	—	住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯及び町外からの移住世帯に対する補助	若者世帯(町内に住所を有し、世帯員全員が50歳未満で、夫婦及び夫婦と子からなる世帯又は母子及び父子並びに寡婦世帯であること) 移住世帯(世帯主の年齢が50歳未満で、町外に1年以上居住し、世帯員全員が転入する世帯であること)	若者世帯 50万円 移住世帯 70万円 町内業者施工の場合は30万円を加算	随時	建設水道課 0238-85-6140
「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト	補助金	—	—	○	町が販売する土地(四季の郷住宅用地)を購入する方への補助		県外に住所を有する方 100万円 町外(山形県内)に住所を有する方 70万円 町内に住所を有する方 50万円		建設水道課 0238-85-6140